⑸　持続波レーザー発振器又はパルスレーザー発振器であって、防護されていない一眼又は両眼を失明させるように特に設計したもの
⑹　次のいずれかに該当するもの（指向性エネルギー兵器用に特に設計したものに限る。）
ア　一次動力発生器
イ　エネルギー備蓄装置
ウ　切換器
エ　動力調節器
オ　燃料制御装置
カ　標的を捕捉し、又は追尾するための装置
キ　標的の破壊又は機能喪失の程度を評価するための装置
ク　レーザーの制御、伝播及び照準のための装置
ケ　レーザーの方向を高速で転換するための装置であって、多くの標的を迅速に破壊し、又はその機能を喪失させることができるもの
コ　波面補償及び位相共役のための素子
サ　負の水素イオンビーム用の電流注入器
シ　加速器の部分品であって、人工衛星又は高度100キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの
ス　負のイオンビーム注入装置
セ　高エネルギーのイオンビームを制御し、又は方向転換するための装置
ソ　負の水素同位体ビームを中和するためのフォイルであって、人工衛星又は高度100キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの
タ　軍用に設計した対レーザー防護の装置（目又はセンサーを保護するものを含む。）
25　鍛造品、鋳造品その他の半製品であって、１から５まで、７、13（⑴エを除く。）、16、18若しくは24（⑹タを除く。）に掲げるもののために特に設計し、又は18に掲げる運動エネルギー兵器若しくはその発射体若しくは24（⑹タを除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置のために特に設計したもの（その用途が組成、形状又は機能によって判別できるものに限る。）
26　極低温冷却装置若しくは超電導電気機器であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品
⑴　軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した装置であって、運行中に操作が可能であり、かつ、零下170度未満の温度を生み出し又は維持することのできるもの（携帯装置であって、非金属若しくは非電導性の物質（プラスチック及びエポキシ樹脂を含む。）により製造された附属品若しくは部分品を取り付けた、又は使用するものを含む。）
⑵　軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した超電導電気機器であって、運行中に操作が可能であるもの（直流混成型単極発電機であって、超電導巻線（当該超電導巻線が当該発電機の唯一の超電導部品である場合に限る。）によって作られる磁場で回転する単極通常金属製の電機子を有するものを除く。）
27　次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した部分品（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　軍用の閉鎖回路式又は半閉鎖回路式自給式潜水用具であって、非磁性になるよう特に設計したもの
⑵　開放回路式自給式潜水用具を軍用に変換するために特に設計した部分品
⑶　自給式潜水用具とともに使用する軍用品
28　軍用に設計した土木機械（戦闘区域で用いるために特に設計した施設部隊用装置を含む。）又はその部分品（別表第１に掲げるものを除く。）
29　軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機若しくはコンテナ又はこれらの部分品（別表第１に掲げるものを除く。）
30　軍用に設計した橋若しくは浮橋又はこれらの部分品（別表第１に掲げるものを除く。）
31　軍用に設計した燃料電池又はその部分品（別表第１に掲げるもの及びこの表において他に該当するものを除く。）
32　３（⑽を除く。）、４、５、７、13（⑴エを除く。）若しくは16に掲げるものの開発のために特に設計し、若しくは18に掲げる運動エネルギー兵器及びその発射体並びに24（⑹タを除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置（33及び34に掲げる環境試験装置を除く。）又はそのために特に設計した部分品（別表第２から第４までに掲げるものを除く。）
33　別表第１の２（軍用に設計し、若しくは改造（非軍事用物資を軍用のものとするような構造的、電気的又は機械的な変更をいう。）したもの又は軍用に設計したシミュレーターに限る。）若しくは46⑻、別表第２の１⑴若しくは⑷ア、エ若しくはオ、別表第３の１⑴若しくはこの表の１から32（14、15及び20を除く。）まで、45⑸から⑺まで若しくは77⑵に掲げるものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるものを含む。）
⑴　連続式硝化機
⑵　遠心力試験機であって、次のいずれかに該当するもの
ア　１以上の電動機で駆動するものであって、定格出力が298キロワット（405.2馬力）を超えるもの
イ　113キログラム以上の搭載物を搭載できるもの
ウ　91キログラム以上の搭載物に重力加速度の８倍以上の遠心加速度を与えることができるもの
⑶　脱水圧縮機
⑷　回転成形機であって、軍用の爆発物の押出成型用に特に設計したもの
⑸　押出成型した推進薬の切削装置
⑹　バレル研磨機であって、その内径が1.85メートル以上であり、かつ、227キログラム以上の被研磨材容量を有するもの
⑺　固体推進薬用の連続式混合機
⑻　流動エネルギー研磨機であって、軍用の爆発物の原料を研磨又は圧延するためのもの
⑼　12⑷イに掲げるものを真球にし、かつ、その径を均一にする装置
⑽　別表第４の11⑼に掲げるものの変換に用いる対流電流変圧機
34　軍用に設計した電子機器（別表第１から第４及びこの表において他に掲げるものを除き、次のいずれかに該当するものを含む。）若しくはそのために特に設計した部分品又はこれらのものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）若しくはそのために特に設計した部分品
⑴　信号の受信を妨害する装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置
⑵　周波数アジャイル管
⑶　電磁波の帯域を警戒若しくは監視するために設計された装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置
⑷　音波を利用した水中探知装置による受信を妨害するための装置
⑸　暗号を用いてデータ、データ処理又は伝送通信回線を防護する装置
⑹　識別、認証若しくはキーの読込みのための装置又はキーの管理、製造若しくは割当てのための装置
⑺　誘導装置又は航法装置
⑻　デジタル式対流圏散乱通信装置
⑼　通信傍受用に特に設計したデジタル式検波器
⑽　自動化された指揮管制装置
35　放電加工機用人造黒鉛（別表第１及び別表第４に掲げるものを除く。）
36　パラアラミド繊維又はパラアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの（別表第１に掲げるものを除く。）